

お客様各位

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は格別なご高配を賜り、まことに有難く厚く御礼申し上げます。

本年も、より一層のご支援を賜りますよう、所長職員一同誠心誠意で努めてまいります。

※このメールに返信すると連絡がとれますので、御用の際は、お気軽にお申し付けください。



須黒会計インフォメーション

平成23年2月号



I | N | D | E | X |

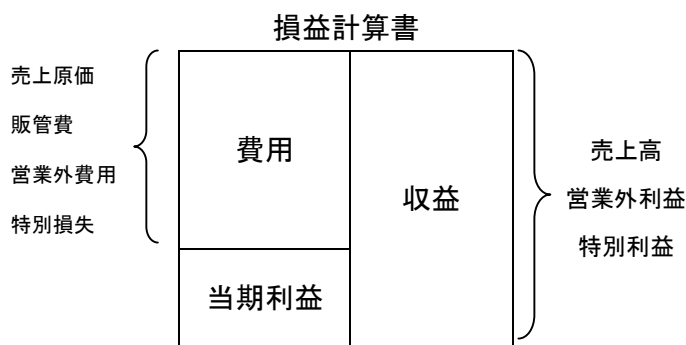
- 1. 【経営情報】 [経営に役立つ財務分析～損益計算書について～](#)
- 2. 【会計・税務】 [扶養控除等の改正](#)
- 3. 【ヒント・ヒント】 [ダメ上司](#)
- 4. 【税務メモ】 [2月の税務メモ](#)
- 5. 【お役立ち情報】 [経営体力診断のご提案](#)



- 1. 【経営情報】 [経営に役立つ財務分析～損益計算書について～](#)



「損益計算書について」



前回の「貸借対照表」に続きまして、今回は「貸借対照表」と密接なつながりのある「損益計算書」についてみていきたいと思います。

「損益計算書」といいますと、いわゆる会社の経営成績(利益)を表しており、その成績(利益)がどうやって表れているのかを見ていくためのものです。

学校の通知表みたいなものと思ってください。

通知表ですから学校でいうと一学期の期間で成績が出るのと同じように、会社は会計期間で成績が出ます。

「貸借対照表」は会社の状態を表しているので会社をやめるまで続いています。損益計算書は会計期間での成績ですので、一年を過ぎ決算を迎えれば前期間の成績はリセットしてまた新たにスタートということになります。

学校の成績では、

「一学期の成績で英語が下がったから、二学期にはその英語を頑張って一学期以上の成績を取ろう。数学はそのまま頑張れば大丈夫」

という具合に成績の見直しをします。

しかし、その見直しをせずにそのままにしていたら苦手科目になってしまい、戻る成績も戻らなくなってしまうこともあると思います。

それから、その英語だけに力を入れてしまって他の科目をないがしろにしてしまったらどうでしょう。

おそらく、得意科目であったはずの数学が下がってしまい、英語だけは成績が上がっても点数を稼げる数学が下がったことにより、平均点が下がってしまうということもあり得ます。

これは会社も同じことなのです。

せっかく悪い部分を見直したのに、良い部分をないがしろにしてしまった。

なんてことになれば、前回とかわらない利益だったということもあるのです。

そのようなことを防ぐためにも「損益計算書」を使って、会社の成績を見ていくのです。

下の図を見てください。

下の図は先ほどの図を分解して詳しく見るとこのような構造になっています。

売上高	1,000
売上原価	100
売上総利益	900
販管費	700
営業利益	200
営業外収益	5
営業外費用	5
経常利益	200
特別利益	× ×
特別損失	× ×
税引き前利益	× ×

法人税等	× ×
当期利益	100

この損益計算書の「利益」の部分を上から順番に見ていきますと、一番上の「売上総利益」。

「売上」から「売上原価」を差し引いて残った金額が「売上総利益」といわれ、「粗利」ともよばれる一番会社の利益の元になるものです。

この「売上総利益」の部分が少なくなければ、もちろん最終的な利益も少なくなります。

ですから月次監査で「売上総利益」がほかの月に比べて少ない月などは、何か原因があるわけですから見直す必要があるかもしれませんね。

また、会社の業種によっては売上に対する比率が変わってきますので、その業種の比率と見比べていく必要があります。

「営業利益」は「売上総利益」から「販売費及び一般管理費」を差し引いて求められます。

「販売費及び一般管理費」には人件費から事務所の家賃など、営業活動に必要な費用となります。

この「営業利益」は営業していく上で稼ぐ利益ですから、この部分が少ない場合は「売上総利益」が悪いのか、それとも「販売費及び一般管理費」の無駄な営業活動費用があるのかと原因を求めています。

「経常利益」は「営業利益」から営業活動以外に収入や費用となった金額、銀行の利息などを加味して求められる利益です。

この部分が「営業利益」に比べ極端に少ない場合などは、銀行からの借金のための利息の支払多い場合があり、借金の見直しなどが必要となる場合があります。

「税引き前利益」は臨時的な収入や費用を加味して求められる利益です。

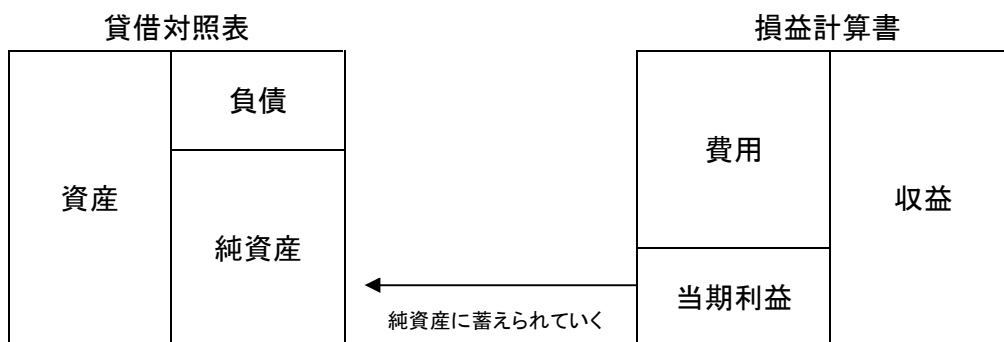
臨時的ですから、土地を売ったとか普段めったにないものが発生した場合に出てくる項目です。

最後の「当期利益」。

これは税金を差し引いて求められる、会社の最終的な利益であります。

この「当期利益」が前回の貸借対照表でも説明しましたが、会社が蓄えられる利益となるのです。

これを図で見ると、



このように利益を出すことによりどんどん純資産に蓄えられていき体力が増えていきます。

しかし、マイナスの損失であればどんどん体力は減っていきますので会社は弱っていきます。

ですから、「貸借対照表」「損益計算書」をみていくと密接なつながりがあり、しかも片方が良ければ良いということではなく、両方を良くしていく必要があります。

その必要性に気付くには、実は月次監査が重要になるのです。

月次監査をしっかりとしていくことが基本であり、経営分析に大きく影響します。

次回は会社の「安全性」についてご説明いたします。



2. 【会計税務】扶養控除等の改正



「扶養控除等の改正」

1 改正の概要

平成22年3月の税制改正で、扶養控除等の改正が行われました。これは、民主党政権になって中学生以下の子どもを対象に子ども手当が創設されたこと、高校の授業料の実質無償化が行われたことに伴い、控除から手当へという考え方のもと、控除が縮小されたものです。

扶養控除等の改正に伴って、源泉徴収事務の際の扶養親族等の数や扶養親族等申告書等の様式も改正されています。

なお、これらの改正は平成23年分の所得税から適用されます。

2 扶養控除の改正

子ども手当の対象が中学生以下の子どもであることから、16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)に係る扶養控除が廃止されました。

また、従来は、扶養控除額の加算が行われていた特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満(高校生の年代)の人たちについては、特定扶養親族(控除額63万円)ではなく、一般の扶養親族(控除額38万円)とされました。

なお、扶養親族が同居特別障害者に該当する場合の、扶養控除額の加算措置(35万円)については、廃止(障害者控除への改組)されました。

3 配偶者控除の改正

控除対象配偶者が同居特別障害者に該当する場合の、配偶者控除額の加算措置(35万円)について、廃止(障害者控除への改組)されました。

4 障害者控除の改正

控除対象配偶者、扶養親族が同居特別障害者に該当する場合の障害者控除額の加算措置(35万

- 国税
 - 1月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）（2月10日）
 - 12月決算法人の確定申告（2月28日）
 - 23年6月決算法人の中間（予定）申告（2月28日）
 - 所得税の確定申告、損失申告（2月16日より3月15日まで）
 - 贈与税の申告（2月1日より3月15日まで）
 - 地方税
 - 12月決算法人の確定申告（2月28日）
 - 6月決算法人の中間（予定）申告（2月28日）
 - 1月分個人住民税特別徴収分の納付（2月10日）
 - 固定資産税、都市計画税の納付（2月10日）
- ※法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。



5. 【お役立ち情報】 **経営体力診断のご提案**



以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします！

<ご提案内容>

1. 経営体力診断

企業を人間の身体に見立てて、御社の過去の実績から分析・測定し、「経営体力」の総合評価をみるとともに、現在の重点課題を明らかにします。

2. マネージメント・パワー（社長ご自身の経営行動診断）

社長様へのアンケート回答にもとづき、ご自身の経営姿勢（思考と行動）の現状診断を行います。

※このメールマガジンは、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトを通して、お客様からのご紹介によりお届けさせていただいております。

万一送信を希望されない場合、末尾のメールアドレス宛てに送信中止の手続きをお願いいたします。

※このメールに他のウェブサイトへのリンクが含まれている場合にも、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトはリンク先のページについて一切責任を負いかねます。



須黒税務会計事務所
株式会社リードコンサルト

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-14-16

銀座アビタシオン 701・1004

TEL : 03-3542-9755 FAX : 03-3546-1788

E-MAIL : suguro-kaikei@sweet.ocn.ne.jp

URL : <http://www.suguro-tax.jp>

URL : <http://www.suguro-lead.com>

